



豊平交通安全情報

～令和8年度第7号～

令和8年5月21日

豊平警察署

交通第一課

昼夜の寒暖差に注意！ 運転前に体調を確認しましょう！



夏を間近に控え、昼夜で気温の変化が大きくなり、体調を崩しやすい季節となっています。

体調が悪いことを認識しているのに運転し、事故を起こしてしまうと過労運転として処罰の対象となるおそれがあります。

運転前に体調の確認を徹底しましょう。

【安全運転のポイント】



病気や投薬、疲労などで
体調不良のときは、
運転を控える、中止する
ことが重要です！



過労運転等の禁止

重要

何人も、過労、病気、薬物の影響その他の理由により、正常な運転ができないおそれのある状態で車両等を運転してはならない。（道路交通法第117条の2第3号）

麻薬等運転

**5年以下の拘禁刑
又は
100万円以下の罰金**

その他の過労運転

**3年以下の拘禁刑
又は
50万円以下の罰金**